

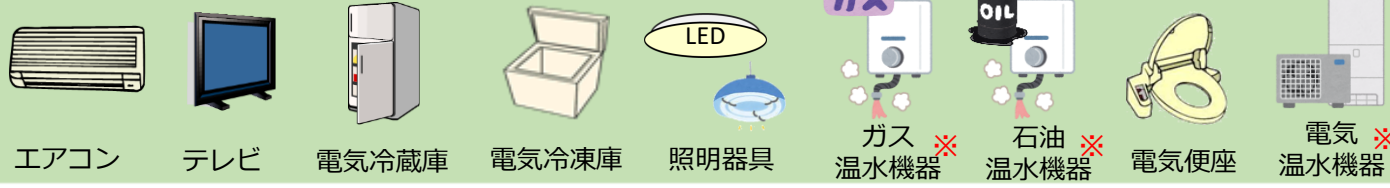
省エネ型の電気機器等の家庭での普及促進を目的とした

家電製品省エネ情報提供制度

省エネルギー性能の表示・説明の義務

対象 以下の9品の **いずれかを5台以上陳列販売** する事業者

特定電気機器等 ※ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器
（＝特定電気機器等販売事業者）
は令和4年6月1日から対象



○ 省エネルギー性能の表示

陳列する **全て** の特定電気機器等に
省エネラベルを表示しなければならない。
川越市内店舗を除く（川越市地球温暖化対策条例により規定）

【省エネラベルの例】



※省エネラベルは機器によって様式が異なります。
様式は以下のサイトからダウンロードしてください。
→「省エネ型製品情報サイト」URL <https://seihinjyoho.go.jp/>

【参考】特定電気機器等販売事業者以外の事業者の方も、統一省エネルギーラベルの表示及び電気機器等
を購入しようとする県民の皆様に対する省エネ性能の説明を行うよう努めてください。

○ 省エネルギー性能の説明

以下の電気機器等を購入しようとする者に対し、
省エネルギー性能を説明しなければならない。

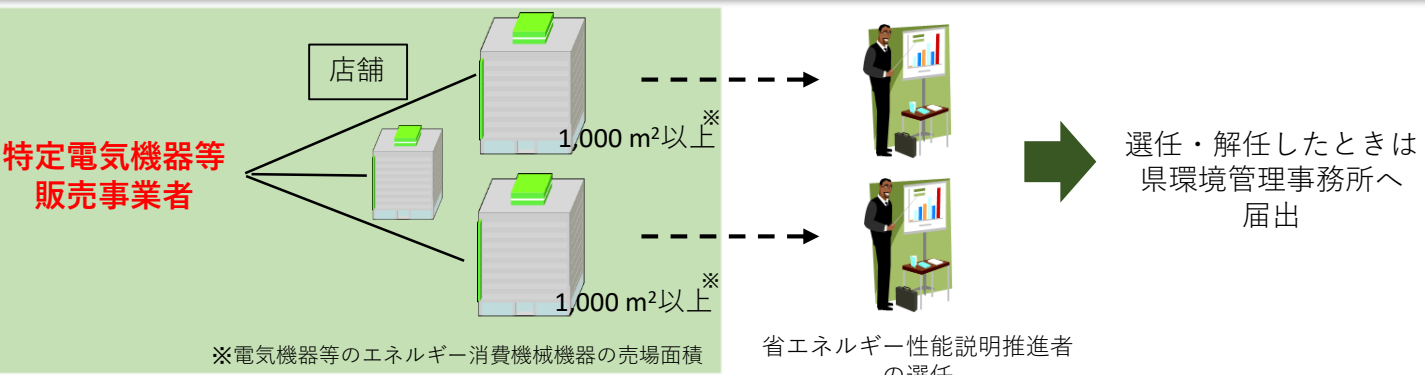
電気機器等

エアコン、照明器具、テレビ、電子計算機、磁気ディスク装置、
VTR、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、
ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、ジャー炊飯器、
電子レンジ、DVDレコーダー、ルーティング機器、
スイッチング機器、電気温水機器、電球

説明すべき省エネルギー性能

- ①省エネ性マーク
- ②省エネ基準達成率
- ③エネルギー消費効率（年間消費電力量）
- ④目標年度のほか品目によって年間電気料金、待機時消費電力など

省エネルギー性能説明推進者の選任・届出の義務



省エネルギー性能説明推進者の選任基準

店舗ごとに、販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験及び電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識を有する者又は知事が適当と認める講習を修了した者



家電製品省エネ情報提供制度について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaijoureikaden.html>



【参考：根拠規定】 埼玉県地球温暖化対策推進条例及び埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例（第六章抜粋）	埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（抜粋）
<p>第六章 環境物品等の購入等の促進 (環境物品等の購入等)</p> <p>第三十九条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受けるときは、環境物品等を選択するよう努めなければならない。 (温室効果ガスの排出量がより少ない機械器具の使用)</p> <p>第四十条 事業者及び県民は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具を使用するときは、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択するよう努めなければならない。 (省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第四十一条 規則で定める電気機器等（以下この条において「電気機器等」という。）を店舗において販売する事業者（第三項において「電気機器等販売事業者」という。）のうち、その使用に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下この項及び第三項において「特定電気機器等」という。）のいずれかを規則で定める台数以上陳列して販売するもの（以下この章及び第十二章において「特定電気機器等販売事業者」という。）は、販売のために陳列する全ての特定電気機器等の本体又はその近傍に、当該特定電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他の地球温暖化の防止に資する性能（以下この条において「省エネルギー性能」という。）を示す事項を記載した規則で定める表示（第三項及び第五十六条第一項第十一号において「省エネラベル」という。）を付さなければならない。</p> <p>2 特定電気機器等販売事業者は、電気機器等を購入しようとする者に対し、当該電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。</p> <p>3 特定電気機器等販売事業者以外の電気機器等販売事業者は、販売のために陳列する全ての特定電気機器等の本体又はその近傍に省エネラベルを付すよう努めるとともに、電気機器等を購入しようとする者に対し、当該電気機器等に係る省エネルギー性能について説明するよう努めなければならない。</p> <p>(省エネルギー性能説明推進者の選任等)</p> <p>第四十二条 特定電気機器等販売事業者のうち、規則で定める規模以上の店舗を設置するもの（次項において「大規模電気機器等販売事業者」という。）は、前条第二項の規定による説明の適切な実施を推進するため、規則で定めるところにより省エネルギー性能説明推進者を選任しなければならない。</p> <p>2 大規模電気機器等販売事業者は、省エネルギー性能説明推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p>	<p>(下記の規則は、令和3年12月3日公布の改正規則 ※令和4年6月1日施行)</p> <p>(電気機器等)</p> <p>第二十五条 条例第四十一条第一項の規則で定める電気機器等は、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置を定めた件。第二十七条において「経済産業省告示」という。）に定めるエネルギー消費機器とする。</p> <p>(特定電気機器等販売事業者)</p> <p>第二十六条 条例第四十一条第一項の規則で定める温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下この項において「省エネ法施行令」という。）第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹き形で壁掛け形のをいう。） 二 照明器具（省エネ法施行令第十八条第三号に掲げる照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。） 三 テレビジョン受信機（省エネ法施行令第十八条第四号に掲げるテレビジョン受信機をいう。） 四 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第十八条第十号に掲げる電気冷蔵庫をいう。） 五 電気冷凍庫（省エネ法施行令第十八条第十一号に掲げる電気冷凍庫をいう。） 六 ガス温水機器（省エネ法施行令第十八条第十四号に掲げるガス温水機器をいう。） 七 石油温水機器（省エネ法施行令第十八条第十五号に掲げる石油温水機器をいう。） 八 電気便座（省エネ法施行令第十八条第十六号に掲げる電気便座をいう。） 九 電気温水機器（省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機器をいう。） <p>2 条例第四十一条第一項の規則で定める台数は、五台とする。 (省エネラベル)</p> <p>第二十七条 条例第四十一条第一項の規則で定める表示は、前条第一項各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ経済産業省告示で定める様式により行うものとする。</p> <p>(省エネルギー性能説明推進者の選任等)</p> <p>第二十八条 条例第四十二条第一項の規則で定める規模は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が一平方メートルとする。</p> <p>2 条例第四十二条第一項の規定による選任は、前項に規定する規模以上の店舗ごとに、その販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験及び電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識を有する者又は知事が適当と認める講習を修了した者からしなければならない。</p> <p>3 条例第四十二条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第十三号の省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出書によりしなければならない。</p>

環境管理事務所管内（省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出先）

事務所名	事務所所在地		電話番号 FAX番号	管内市町村
中央 環境管理事務所	〒 330-0074	さいたま市浦和区 北浦和5-6-5	048-822-5199 048-822-5139	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部 環境管理事務所	〒 350-1124	川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越 公共施設棟4階	049-244-1250 049-246-7885	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山 環境管理事務所	〒 355-0024	東松山市 六軒町5-1	0493-23-4050 0493-23-4114	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父 環境管理事務所	〒 368-0042	秩父市 東町29-20	0494-23-1511 0493-23-6679	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部 環境管理事務所	〒 360-0031	熊谷市 末広3-9-1	048-523-2800 048-526-3949	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷 環境管理事務所	〒 343-0813	越谷市 越ヶ谷4-2-82	048-966-2311 048-966-5600	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部 環境管理事務所	〒 345-0025	北葛飾郡杉戸町 清地5-4-10	0480-34-4011 0480-34-4785	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

問合せ先 埼玉県環境部温暖化対策課 実行計画担当
 TEL：048-830-3037（直通） FAX：048-830-4777
 E-mail：a3030-11@pref.saitama.lg.jp
 住 所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 又は上記最寄りの環境管理事務所まで